**新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言**

**近畿ブロック知事会**

**令和３年５月**

新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言

５月２８日の政府対策本部において、京都府、大阪府及び兵庫県などに発出されている「緊急事態宣言」、三重県などに発出されている「まん延防止等重点措置」の６月２０日までの再度の延長等が決定された。

近畿では、感染者数は減少傾向にあるものの、依然として多くの新規感染者が発生し、医療提供体制がひっ迫していることから、インド株など新たな変異株の封じ込めも含め、感染拡大の防止と早期の収束のため、従来の枠組みを超えた強力な対策を実行することが急務である。

ついては、近畿ブロック知事会としても、検査及び積極的疫学調査の徹底、医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進や住民への感染防止の呼び掛けに全力を挙げることとしているが、国におかれても、以下について対処されるよう提言する。

１　今後の感染拡大防止対策

・　依然として多数の新規感染者数及び高い重症病床使用率が続き医療崩壊の危機が続いている深刻な実態を踏まえ、国民に危機感を伝え行動変容を促す強いメッセージを発出するとともに、科学的根拠や知見、対策の対象や達成目標を明確に示した上で、簡単に再拡大しないレベルにまで感染者数を減少させるための徹底的な感染抑制措置を、海外で効果を発揮した施策導入も含め、精力的に実施すること。

・　都道府県知事が地域の感染状況や実情に応じた対策を、より効果的かつ大胆に講じられるよう、地域の感染状況がより反映される手法や都道府県単位以外の対策も含め、基本的対処方針を変更するなど、地方分権改革の理念に基づいた新型インフルエンザ等対策特別措置法の運用を行うこと。

・　緊急事態措置及びまん延防止等重点措置については、現場の実情を把握している都道府県知事の要請により感染状況に即応して迅速かつ柔軟に適用するものとし、緊急事態措置の地域を限定した実施も含め、実効性を格段に引き上げる運用とすること。併せて、これまで講じられた各種の感染拡大防止対策の効果の検証を進めること。

・　多くの都道府県で引き続き緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている状況を踏まえ、新たな変異株の全国的な広がりを防止するため、不要不急の都道府県間の移動、特に感染拡大地域との往来は極力行わないよう、あらゆる媒体での積極的な広報も含め、国においてさらに強力に呼びかけること。

・　全国での変異株への置き換わりを踏まえ、Ｎ５０１Ｙ以外の変異株も対象としたスクリーニング検査やゲノム解析が地域でも実施できるよう、人員の確保、技術研修、試薬等の開発・配分など、必要となる人的・財政的な支援を行うとともに、変異株の分析結果、具体的な感染事例、効果的な感染予防策、具体的な対処方法について詳細に自治体へ情報提供するとともに、国民にこれまで以上の警戒を促すわかりやすいメッセージを発出すること。

・　特に懸念されるインド株をはじめとした新たな変異株について、感染拡大する前に徹底的な検査や積極的疫学調査により封じ込めが図れるよう、疑い例の段階で具体的な感染事例などを速やかに共有する仕組みを全国的に構築するなど、従来の枠組みを超えた対策を講じること。

・　世界各国での変異株の確認等を踏まえ、インド株などの変異株流行国・地域からの入国については、より強い制限措置等を断行すること。

・　全ての入国者・帰国者について、「入国者健康確認センター」において健康フォローアップ及び自宅待機の確認を十分行うとともに、健康観察期間中の入国者等の所在や連絡先を確実に把握するなど引き続き水際対策の強化に取り組むこと。併せて、健康観察期間中の入国者等の情報を自治体に確実に提供すること。

・　今後、国民の継続的な協力のもと、感染拡大を防止しながら経済活動を正常化していくためにも、これまでの疫学調査に基づいた具体的な感染場面（マスクの有無など）の情報をわかりやすく公表し、有効な感染防止対策について国民に周知すること。

・　認証制度を活用した飲食の場における感染対策の強化を促進するため、認証店を時短要請の対象から除外することも含め、認証店を対象として地域の実情に応じた需要喚起策を講じること。なお、認証制度については、導入のインセンティブとなるよう、国や都道府県が行う幅広い施策と連動させる仕組みとすること。また、マスク飲食の効果や認証基準等について国として科学的に示すこと。

・　人の流れを抑制するため、テレワークの推進やテレビ会議の活用についてさらに強力に進めるとともに、国としても各種の行政手続きの申請期限の延長等の措置を講じること。また、建設作業員等の広域の移動を抑えるため、各種公共事業の工期を必要に応じて延長するとともに、会計検査等の広域の出張や緊急性の乏しい調査等については、感染が収まるまで延期すること。

２　検査・医療・保健所体制

・　感染ルートを探知し感染の封じ込めを図れるよう、積極的疫学調査や入院・治療の徹底、大学なども含め地域の実情に応じた大規模なＰＣＲ検査について、国として財政措置も含めて支援すること。

・　感染者を早期発見し、クラスターの発生を防止するため、医療機関や高齢者、障害者の入所施設における従事者及び入院・入所者に対する検査、さらには感染が確認された場合の支援チームの派遣について、国として全面的な財政措置を行うこと。また、抗原検査の活用について、速やかにその制度設計を行い、緊急事態宣言等の対象地域に限らず全国で財政措置を行うこと。

・　無症状者に焦点を当てた幅広いＰＣＲ検査等（モニタリング検査）について、大学や飲食店への重点化、迅速化など効果的に実施するための改善、さらには陽性疑い時には入院等につなげることも含めて、モニタリング結果を活用した対応方針を示すこと。また、感染拡大の未然防止を図る観点から都道府県が独自に実施する民間検査機関を活用したモニタリング検査についても、行政検査として位置づけ、国として全面的な財政措置を行うこと。

・　改正感染症法第１６条の２の規定に基づき、自費検査を行う民間検査機関に対する協力要請が行われているが、未だに陽性の検査結果が出たにもかかわらず被検者への受診勧奨が行われず、保健所にその連絡が届かない事例が生じていることから、確実に陽性の結果が保健所に届く仕組みを早急に構築すること。

・　病床・宿泊療養施設確保計画の見直しを踏まえ、医療提供体制確保に要する十分な財政支援を行うこと。また、同一医療機関内での転床時も診療報酬かさ上げ措置の対象とすること。併せて、都道府県間での患者受入れを支援する仕組みづくりを国として構築すること。

・　感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、国において自衛隊の活用や地域間協力なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、ＤＭＡＴ等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うこと。また、宿泊療養・自宅療養及び新型コロナウイルス診療に対応できない高齢・障がい者施設等において、診察するオンライン診療医師、健康観察する看護師を国が雇い上げ、対応する仕組みを検討すること。

・　深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する迅速かつ安定的な財政支援策として、災害時の概算払いを参考にした感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を適用となる地域の都道府県知事の意見を踏まえたものとし、可及的速やかに実現すること。

・　医療従事者の処遇改善や業務負担軽減、感染症専門施設の設置支援に取り組むとともに、地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等への支援を行うこと。

・　新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）について、令和３年度分を予備費の充当等により確保し、介護施設などの社会福祉施設におけるまん延防止対策の支援を拡充すること。また、施設職員の感染等によって業務継続が困難となっている施設に対し、サービス継続支援事業の拡充等により柔軟に支援すること。

・　今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の受入れに中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。

・　積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するため、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に係る入院治療費の自己負担の廃止も含めた入院治療費自己負担額の算定事務の効率化などの業務の効率化・簡素化、各種の事務・手続きの期限の延期、国への報告の整理などに引き続き取り組むこと。また、ワクチン接種済の医療従事者について、医療従事者の職場復帰に向けて「濃厚接触者」の定義を改めること。

３　事業者支援・雇用対策・総需要対策

（1）事業者支援

・　新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域や休業・時短要請の対象となった業種はもとより、観光・宿泊・交通関連の事業者や農林水産業をはじめ、幅広い業種の事業者に深刻な影響が顕著となっていることから、業種や地域によって支援に差が生じることのないよう、協力金単価など適用される制度間での財政支援の公平化を図るとともに、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や、民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込み再開及び償還・据置期間の延長、危機関連保証の指定期間及びセーフティネット保証５号の全業種指定の延長、税や保険料の減免・猶予等の措置を講じること。さらに、こうした厳しい経済情勢を踏まえて、情勢に即した補正予算の検討も含め幅広い事業者の支援を行う強力な政策パッケージとして大胆な経済対策を実施すること。

・　月次支援金について、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の対象区域の飲食店との取引関係等の要件の撤廃などの支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るとともに、給付を迅速に行うこと。また、オンライン申請が困難な事業者が円滑に申請できるよう、申請サポートキャラバン隊の派遣やサポート会場の増設を行うこと。さらに、都道府県による酒類販売事業者への上乗せ支援が速やかに実施できるよう、必要な情報を提供すること。

　・　事業者への資金繰り支援について、返済猶予等も含めたアフターケア、信用保証協会による信用補完制度の拡大や、信用保証に基づく代位弁済や預託原資調達に係る借入利息等の都道府県に生じる負担に対する支援を行うとともに、大企業とみなされ支援対象者外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用など、事業者や労働者等への支援を行うこと。

・　地域観光事業支援について、感染状況に応じて近隣圏域での旅行も対象に加えるとともに、販売期間の延長や感染拡大時のキャンセル料への補填等を含めて、補助対象経費の拡充やステージ移行時の経過措置を検討するなど、柔軟かつ弾力的な運用とし、併せて８月末までの予約・販売という期限を延長すること。また、「宿泊事業者による感染防止対策等への支援」については、幅広い宿泊事業者に支援が行き届くよう、さらなる増額により必要額を確保するとともに、客室数など地域の実情を踏まえた配分を行うこと。

・　ＧｏＴｏキャンペーン事業について、感染状況などの地域の実情を踏まえ適切に運用することとし、事業を再開する際には、都道府県との十分な情報共有を行うこと。ＧｏＴｏトラベル事業については、地域共通クーポンにおいて、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となるよう、割引率の効果的な設定等の工夫も含めて検討すること。

・　既に大きな損失を被っている上に、緊急事態宣言の延長等により非常に大きな打撃を受けているバス、鉄道、航空、船舶、タクシー、レンタカー、運転代行業者等に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。また、ＪＲローカル線の安定的な維持・存続を図るため、路線ごとの収支差に応じた減収補填制度を創設するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした急進的な合理化をすることがないよう、路線毎の構造的課題への対策を含め国として積極的に関与すること。

（2）雇用対策

　・　緊急事態宣言の期間延長などによる影響の長期化・深刻化を踏まえ、雇用調整助成金の特例措置について、全国一律で業種や業況にかかわらず特例措置を延長するとともに、５月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。また、厳しい状況に置かれている非正規雇用労働者の雇用対策にもつながる、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設すること。

　・　労働者の新たなスキルの取得といった職業能力開発促進策等の一層の充実・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図るとともに、新規学卒者をはじめ、女性、障害者、定住外国人などそれぞれの状況・特性に応じた実効性のある雇用対策を講じること。

（3）総需要対策

・　地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮し、公的施設における感染防止のための改修や防災・減災対策等の公共事業費の大幅な上積み、情報通信基盤の整備等のハード事業に対する交付金の創設など、予備費の活用などにより、早期に相当規模の実効性のある総需要対策を行うこと。

４　ワクチン接種の円滑な実施

・　ワクチンの必要量を確保するとともに、一般接種分も含めた、７月以降のより具体的な供給スケジュールや配分量等について、確定日付けでの提示も含め、可及的速やかに示すとともに、接種の優先順位にとらわれず、各自治体の進捗状況に応じて前倒しで必要量を遅滞なく供給すること。

・　各クールにおける配送日時の通知時期を前倒しするとともに、各市町村が立案したスケジュールに基づいて全国で速やかに希望者が接種を完了できるよう、適切にワクチンの配分を行うこと。また、接種時期の公表については、いたずらに競争をあおらないように配慮すること。

・　新たに承認されたアストラゼネカ社製ワクチンの活用も含め、複数種のワクチンが混在して流通した場合の配分や接種主体が各接種会場で使用するワクチンを選択する際の考え方を明確に示すとともに、広く国民に正確な情報提供を行うこと。

・　今後、職域や大学等での接種などの検討に当たっては、市町村による一般接種が行われる中、企業接種、学校接種が混在することで市町村や住民が混乱することがないよう、住所地以外の市町村や都道府県で接種する場合も含め、円滑に接種を促進するための国の方針やガイドラインを早期に示すこと。

・　早期に一般接種を進めるに当たって必要となる、職域や大学等での接種については、別枠でのモデルナ社製ワクチンの配分等によるワクチンの確実な供給や圏域単位での柔軟な接種体制の構築などに配慮すること。

・　若年・中年層等のワクチン未接種層への感染拡大防止、一般接種の迅速化を図る観点から、接種券がなくても記録のみの管理で接種できるようにするなど、希望する方がワクチン接種の機会を早期に得ることができるような環境整備を早急に行うこと。

・　ワクチン接種の意義・有効性及び副反応も含めた具体的かつ正確な情報について、迅速かつわかりやすく国民に周知・広報するとともに、「ワクチン休暇」の導入を支援するなど国民が安心して接種できる環境整備を進めること。

・　高齢者施設及び障害者施設の６５歳未満の入所者・利用者、高齢者等の送迎者などの接種会場の運営スタッフ、特別支援学校の教職員や児童・生徒の保護者、障害児施設・サービス事業所の従業員等、さらには接種順位の上位とならない疾患等で医療機関に長期入院している患者など重症化リスクが高い高齢者等と直接接する方のほか、警察官、保育・教育関係者をはじめ密になりやすい職場環境にある方など感染リスクが高いエッセンシャルワーカーについても優先接種の対象として取り扱うことを可能とするなど、市町村をまたぐ接種分も含め、地域の実情に応じて弾力的な対応ができるよう配慮すること。

・　ワクチン接種施設となる医療機関の多くは、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等様々な対応を実施している状況であるため、ワクチン接種関連システムの運用の簡便化等も含め、接種に係る事務作業を極力省力化し、医療現場の負荷軽減を図ること。

・　日本医師会や日本看護協会との連携等や医学部・看護学部の学生などによるサポートも含めワクチン接種を行う者の確保に向けた支援を行い、全国で早期にワクチン接種が進むよう緊急に対策を講じること。また、国において、薬剤師等がワクチン接種を行っている海外の例も参考に、ワクチン接種ができる者の範囲の拡大等、接種を行う者の確保に向けた検討を進めること。

・　新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、送迎費用等も含め接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、また、医療従事者の確保やシステム入力に係る医療機関の負担軽減など接種が進む中で生じた課題に対しても的確に対応できるよう、国の責任において、追加交付も含め、きめ細かく必要な財政措置を講じること。

・　都道府県が行う「大規模接種」について、全面的な財政措置を行うとともに、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の都道府県への直接交付など柔軟な対応を行うこと。また、省庁の縦割りを打破し、国立病院機構や大学病院、企業立病院等の医療従事者を最大限活用できるよう、関係省庁から強力に働きかけること。さらに、使用されるモデルナ社製ワクチンについて、十分な国民向け広報を行うこと。

・　国家的重要戦略として、基金の創設など大胆な資金投入を行い、国産ワクチン製造の速やかな認可、支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬の研究・実用化を支援するほか、治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

・　「ワクチン接種記録システム（ＶＲＳ）」及び「ワクチン接種円滑化システム（Ｖ－ＳＹＳ）」の運用に当たっては、関係省庁が連携して一体的に行うとともに、実績報告の簡素化など、自治体や医療機関の作業が必要最小限のものとなるよう負担軽減を図ること。

・　システムに係る情報は自治体等に速やかに提供するとともに、自治体等と緊密に連携しながら丁寧に検証を進め、課題については、早急に改善するよう必要な措置を講じること。また、市町村が安心してシステムを運用できるよう、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システムに起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。

５　誰ひとり取り残さない社会づくり

・　感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらには他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、また、ワクチン接種をしない者に不利益や差別が生じることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるＳＮＳ人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

・　今回のコロナ禍によって孤独・孤立の問題が深刻化している中、「孤独・孤立対策」について、国において早急に議論を進め、強力に推進するための戦略、指標の整備、進捗管理の仕組みなど対策の全体像を早期に提示すること。また、いつ、誰でも孤独・孤立に陥り得るという認識のもと、特定の対象や課題に偏ることなく包括的に支援することが可能となるよう、相談窓口の整備、アウトリーチ型の支援、支援団体・個人に対する支援、ひとり親家庭における養育費の確保策等の充実を図るとともに、地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の財源確保や拡充を図ること。

・　子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援を強化するとともに、ひとり親家庭や多子世帯、ＤＶ事案への継続的な支援や女性が社会とつながるための支援が確実に届く「プッシュ型」の支援を早急に検討すること。また、生活福祉資金貸付等の各種特例措置の継続、修学旅行実施への配慮、大学生等の経済的負担の軽減や再び就職氷河期世代を生み出さないための対策など、こども庁創設の検討も含め、将来世代等を応援するための対策を行うこと。特に、アルバイト収入が減少するなど経済的に困窮している大学生・専門学生等に対し、高校生より要件が厳しい修学支援（授業料等免除、給付型奨学金）の要件緩和を図るなど、支援を強化すること。

・　生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件のさらなる緩和を検討するとともに、償還が困難となった方への償還猶予制度の弾力的な運用などにより、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げとならないよう対策を講じること。また、収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。

・　全ての児童生徒の平等な学習機会の確保のため、オンライン学習への切替えについての統一的な基準づくりを進め、低所得者世帯におけるオンライン学習に必要な「高校生等奨学給付金制度」等の通信費補助を拡充すること。また、学校現場においては、感染拡大防止のための作業負担が大きい状態が続いていることから、昨年度と同水準のスクール・サポート・スタッフ及び学習指導員を配置できるよう、財政支援を行うこと。

６　地方財政への支援

・　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象地域の内外にかかわらず、飲食の場における感染防止対策や高齢者施設や飲食店等の従事者などへの戦略的かつ重点的なＰＣＲ検査、事業者への協力金やガイドライン遵守のための見回り活動など、地方が実情に応じて効果的に地域経済に対する支援や感染対策を講じることができるよう、第４波の感染拡大も踏まえ、事業者支援交付金の留保分を早期交付するとともに、予備費の活用などによるさらなる増額により、地方自治体が必要とする額を確保すること。

・　協力要請推進枠交付金による支援の対象を飲食店や酒類販売事業者、大規模施設等以外にも拡大することも含め、弾力的な運用を図ること。また、大規模施設等に対する協力金の支給に要する事務費についても、飲食店に対する規模別協力金の場合と同様の財政措置を行うこと。さらに、即時対応特定経費交付金については、期限を撤廃するとともに、国として全面的な財政措置を行うこと。

・　新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、第４波の感染拡大を踏まえ、確実に所要額を確保し、迅速に交付するとともに、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床と同様の後方支援病床の空床補償制度の創設、入院医療機関に対する運営費支援などの対象拡大・弾力的運用・増枠による支援を行うこと。

・　令和２年度限りとされている減収補填債の対象税目拡大について、少なくとも新型コロナウイルス感染症による景気への影響が続いている間は、引き続き継続すること。

令和３年５月３１日

近畿ブロック知事会

福井県知事　　　杉　本　達　治

三重県知事　　　鈴　木　英　敬

滋賀県知事　　　三日月　大　造

京都府知事　　　西　脇　隆　俊

大阪府知事　　　吉　村　洋　文

兵庫県知事　　　井　戸　敏　三

奈良県知事　　　荒　井　正　吾

和歌山県知事　　仁　坂　吉　伸

鳥取県知事　　　平　井　伸　治

徳島県知事　　　飯　泉　嘉　門